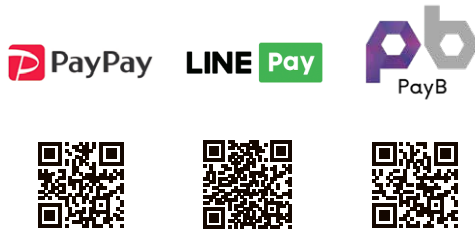


スマートフォン決済アプリで 市税・国民健康保険税が納付できます

4月1日(水)から、スマートフォンなどを利用して、市税・国民健康保険税の納付が可能になります。

税務課管理収納係 ☎(25)1132

アプリの利用方法や利用可能な金融機関など、くわしくは右記各アプリのホームページで確認してください。



利用できる
スマートフォンアプリ

市税・国民健康保険税が市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口に向くことなく、スマートフォンなどで納付書のバーコードを読み取ること、納付することが可能です。

事前にスマートフォンなどに専用アプリをインストールして、利用登録、利用可能金融機関の口座設定などを行ってください。

納付できる税金

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税

利用にあたっての注意事項

- スマートフォンなどに専用アプリをダウンロードする必要があります。
- 納付にかかる手数料は無料ですが、データ通信料は利用者負担となります。
- 領収書は発行されません。納付の確認は、支払い完了時の通知メールと取引履歴にて行うことができます。
- 軽自動車税(種別割)の納税証明書は、納期限までに納付していただいた場合に限り、6月中に郵送します。なお、前年度分までに未納があるときは郵送されません。
- 入金確認に時間がかかる場合がありますので、納付後すぐに納税証明書などを発行することができません。すぐに納税証明書などが必要な場合は、市役所や連絡所、金融機関窓口にて納付していただき、申請時に領収書を提示してください。
- 納付書裏面の「税金を納め

ていただくと「こころ」にスマートフォン決済の記載がない納付書がありますが、バーコードが印字されている納付書であれば利用することができます。

次の場合、スマートフォンなどでは納付できません

- 納付書にバーコードの印字がない場合(30万円を超える納付書には、バーコードが印字されていません)
 - 金額を訂正した場合
 - バーコード部分が汚れていたり、納付書が破れていたりする場合
 - 当該口座などに支払金額以上の残高がない場合
 - バーコード右下に記載されている「コンビニ取扱期限」を過ぎた場合
- ※市県民税(特別徴収)、法人市県民税、市たばこ税、入湯税については、スマートフォン決済での納付はできません。



令和2年度 市税・国民健康保険税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	令和2年1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます。(1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくこととなります)	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	令和3年2月1日(月)				
固定資産税 都市計画税	令和2年1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	4月30日(木)	7月31日(金)	12月25日(金)	令和3年3月1日(月)				
軽自動車税 (種別割)	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、令和2年4月1日現在の所有者に賦課されます。	6月1日(月)							
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されます。	6月30日(火)	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	11月2日(月)	11月30日(月)	令和3年2月1日(月)	令和3年3月1日(月)